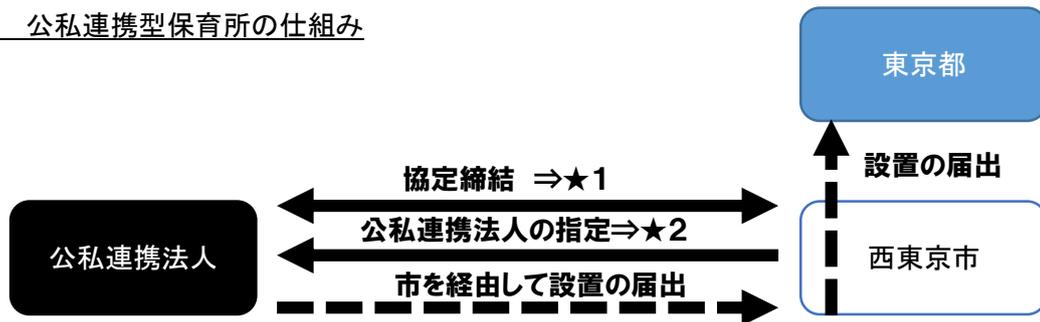


○ 公私連携型保育所制度の概要

1 公私連携型保育所とは

- ・民設民営認可保育園ではあるが、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営制度として構築されたもの。
(児童福祉法第58条の8)

2 公私連携型保育所の仕組み



★1 協定締結事項

- 1 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- 2 公私連携型保育所における保育・子育て支援事業に関する基本的事項※
- 3 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本事項⇒★3
- 4 協定の有効期間
- 5 協定に違反した場合の措置
- 6 その他公私連携型保育所の設置運営に関し必要な事項※

※協定内容については、当該園の状況や、担っていく役割に応じて個別具体的に検討することが想定される。

★2 公私連携法人の指定

公私連携保育所の運営法人について、当該保育所を安定的に行うことができる能力を有する法人であると審査の上認められるものを、法人からの申請に基づき市が指定することができる。

その場合の法人の選定方法については、法律上特段の規定はなく、公正な手続きの上選定することになる。

★3 公有設備の無償又は廉価での貸付・譲渡

市による必要な備品の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項については、協定により定めることとなっており、当該協定に基づき、必要に応じて公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡を可能とすることで、効率的な施設の整備・参入促進を可能にしたものとされている。

3 協定の具体的な内容の例

公私連携型保育所における保育・子育て支援事業に関する基本的事項については、当該園の状況や、担っていく役割に応じて個別具体的に検討していくことが想定されるが、先進自治体の事例等から想定される内容を以下のとおり例示する。

ア. 保育内容

- ・ 0歳児の面積基準 5 m²（現在の都基準は 3.3 m²）の遵守
- ・ 1歳児の保育士配置基準 保育士：1歳児＝1：5（現在の都基準は1：6）の遵守
- ・ 0歳児の離乳食に対応する調理員の増配置
- ・ 0歳児保育実施園における保健師又は看護師の配置
- ・ 障害児保育及び地域支援事業等を担う主任保育士の配置
- ・ 栄養士の配置
- ・ 園独自の献立の作成
- ・ 給食の自園調理の実施
- ・ 0歳児の毎月の健診の実施
- ・ 西東京市の保育指針に沿った保育の実施
- ・ 当該園の保育士を公私連携型保育園に残留及び段階的な市保育士の引き上げ

※下線部は公設公営保育園から公私連携型保育所への移行でのみ想定される内容です。

イ. 子育て支援事業

- ・ 一時保育の実施
- ・ 延長保育の実施
- ・ 地域交流事業の実施

ウ. その他公私連携型保育所の設置運営に関し必要な事項

- ・ 福祉避難所の位置づけの継続
- ・ 保護者・市・公私連携法人による協議の場の設置